

第 370 回月例会・報告概要

開催日：2019 年 4 月 19 日（土曜日） 10：00～

報告者：梅 林 勲（元住友商事、四天王寺大学非常勤講師）

テーマ：ビッグデータ及びビッグデータの利活用と制度・法整備（含む個人情報保護）

報告者コメント：当初 GAFA と独禁法(含むロボットカルテル)をテーマとする予定でしたが、当該テーマを対象とするには、ネットビジネス、IT、ビッグデータに関する用語等も解説する必要があり、そのような項目から書き始め、都度 GAFA や IT 企業の問題を取り上げつつ項を進めていました。しかし、ビッグデータの項に入りこの話題を取り上げるのは膨大な情報が必要なテーマと気づきました。

当初はそれでも 1 回の発表で終わるものと思っていましたが、書き進める内にビッグデータのみで 1 つの大きなテーマになることとなり、結局(1)として今回のテーマを独立して取り上げ、GAFA と独禁法(含むロボットカルテル)については次回に繰り越すこととしたいと思います。特に GAFA と独禁法、ビッグデータと独禁法の問題は現在進行形で進んでいる状況にもあり、次回取り上げる際には最新の情報も踏まえものとする事が出来るものと思っています。今回は、ビッグデータとは何かを始め、ビッグデータに係る多くの法改正が行われていますので、そのような話をしたいと思います。

報告概要：

1. ビッグデータとは

・総務省平成 29 年版情報通信白書

- ① オープンデータ
- ② 企業における暗黙知(ノウハウ)をデジタル化(知のデジタルデータ)
- ③ 企業における M2M(Machine to Machine)
- ④ 個人の属性に係わるパーソナルデータ

2. 匿名加工情報の制度

・2017 年個人情報保護法改正

3. ビッグデータの利活用

4. 具体的なビッグデータ利活用における企業ビジネスの動向

5. ビッグデータ活用の制度整備

- ・2016 年 3 月付け経済産業省経済産業政策局「資料 4-1 データの利活用等に関する制度・ルールについて」
- ・2017 年 5 月 30 日付け産業構造審議会新産業構造部会事務局「『新産業構造ビジョン』一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来」
- ・2017 年 10 月付け経済産業省情報経済課「資料 3 Connected Industries 実現のためのデータ関連制度の整備検討」
 - データ契約ガイドラインの改訂
 - 産業データ共有事業の認定制度の創設
 - 不正競争防止法におけるデータの不正流通に対し 差止めを可能とする制度の創設
 - パーソナルデータのポータビリティ
 - 情報銀行

- 個別の利活用ガイドライン（カメラ画像等）
- データ流通促進ワーキンググループ(WG)を通じた利活用ガイドラインの策定
- データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項の公表
- 産業データ活用（共有）促進事業

6. データの利用権限に関する契約ガイドライン

- ・2017年5月30日付け経済産業省及びIoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」
- ・2018年6月付け経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

7. 生産性向上特別措置法（生産性革命新法）の新設

- ① 産業データの共有化、標準化
- ② 認定データバンク制度
- ③ 公的データ提供要請制度
- ④ コネクテッド・インダストリーズ税制

8. 不正競争防止法改正

- ・2018年改正不正競争防止法
- ・限定提供データに係る不正競争行為の新設(法2条第1項第11号～16号、2条第7項、第19条第1項第8号)

9. 著作権法改正

- ・2018年改正著作権法]
 - ① 柔軟な権利制限規定の創設
 - 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法30条の4）
 - 電子計算機における著作物利用に付随する利用等（法47条の4）
 - 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等（法47条の5）
 - ② その他
 - 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（法35条関係、本条のみ公布の日から起算して3年を超えない範囲内で施行）
 - 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(法37条関係)、
 - アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（法31条、47条、67条関係）

10. 次世代医療基盤法(医療ビッグデータ法)の新設

以 上